

期 日 指 定 定 期 預 金

ご利用いただける方		個人のお客さま
預 入	期 間	最長預入期間3年、据置期間1年 ※自動継続扱いができます。
	方 法	一括預入となります。
	金 額	1円以上 300万円以下
	単 位	1円
払 戻 方 法		満期日以降に一括払戻ができます。また、据置期間経過後は、満期日指定により一括払戻または一部払戻ができます。
利 息	適用金利	店頭表示の利率（固定金利）を適用します。
	利払頻度	解約時に一括支払いとなります。
	付利単位	1円
	計算方法	1年ごとの複利計算。1年を365日とする日割り計算とします。
	計算期間	預入日から満期日の前日までの期間とします。
総合口座の取扱		個人のお客さまに限り取扱いできます。
		貸越極度 担保定期の90%で最高限度200万円です。
		貸越利率 担保定期の約定利率に0.5%を加えた利率となります。
税 制 上 の 取 扱		分離課税（税率20%）又はマル優 ※復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
中途解約の取扱		当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（少数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① 6か月未満……………預入日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満……約定利率×40% ③ 1年以上1年半未満……約定利率×50% ④ 1年半以上2年未満……約定利率×60% ⑤ 2年以上2年半未満……約定利率×70% ⑥ 2年半以上3年未満……約定利率×90% 前項②から⑥までの基準にもとづき計算した利率が預入日における普通預金の利率を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、預入日における普通預金の利率を適用します。
満期後利息の取扱		解約日時点の普通預金利率を適用します。
預金保険制度		預金保険制度の対象となります。（ただし、預金保険の対象となっている他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息に限ります。）
金利情報の入手方法		窓口でお問い合わせください。
当行が契約している指定紛争解決機関		全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772